# 1. 同和問題(部落差別)

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. 同和問題について関心がある人の割合 68.5% (69.3%) (17 項目中、9番目の高さ)
- 2. 水平社宣言の認知度 54.2% (53.7%)
- 3. 同和対策審議会答申の認知度 51.5% (50.9%)
- **4. 部落差別解消推進法の認知度** 48.4% (H24 設問なし)
- **5. 本人通知制度の認知度** 43.8% (H24 設問なし)
- 6. 子どもの結婚相手に対する態度(親や本人が同和地区で生まれ育った人の場合)

【相手が女性の場合】(回答選択肢の変更により H24 と比較できない)

賛成31.0%どちらかといえば賛成33.2%どちらかといえば反対20.1%反対4.6%回答なし11.2%

【相手が男性の場合】(回答選択肢の変更により H24 と比較できない)

賛成 29.1% どちらかといえば賛成 31.7% どちらかといえば反対 19.3% 反対 6.5% 回答なし 13.3%

- 7. 同和地区や同じ小学校区内にある住宅の購入・賃貸に対する考え
- ①いずれにあってもこだわらない 57.5% (59.6%)
- ②同和地区の物件は避けるが同じ小学校区内の物件は避けない 18.4% (29.1%)
- ③同和地区の物件だけでなく、同じ小学校区内の物件も避ける 4.2% (5.1%)
- ④回答なし 20.0% (6.2%)
- 8. 同和地区や同じ小学校区内にある物件を避ける理由(H24 設問なし)
- ①自分も同和地区出身者と思われるから 33.6%
- ②周りの人から避けたほうがよいと言われるから 39.6%
- ③その他 29.0%
- ④回答なし 5.1%
- 9. 同和問題(部落差別)の解決に対する考え
- ①人権に関わる問題だから自分も解決に向けて何らかの努力をする 27.7% (32.6%)
- ②そっとしておけば自然になくなる 19.1% (20.2%)
- ③自分ではどうしようもない問題だからなりゆきにまかせる 18.9% (20.3%)
- ④これは同和地区の人の問題だから自分には関係がない 1.4%(1.2%)
- ⑤わからない 22.7% (21.8%)
- ⑥回答なし 10.3% (3.9%)
- 10. 同和地区・同和地区の人びとに対し差別があると思うか(H24 設問なし)

①結婚について	差別がある	<u>28. 2%</u>	差別はない	<u>47.6%</u>	わからない	<u>19.6%</u>
②インターネット	差別がある	<u>18.5%</u>	差別はない	<u>34.5%</u>	わからない	<u>41.4%</u>
③引っ越し・住宅購入	差別がある	<u>18.3%</u>	差別はない	<u>52.4%</u>	わからない	<u>24.9%</u>
④日常の交流や交際	差別がある	7.7%	差別はない	<u>73.0%</u>	わからない	<u>15.1%</u>
⑤就職	差別がある	7.4%	差別はない	<u>68.0%</u>	わからない	19.5%

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 部落差別などの同和問題に関することで、どのような人権問題が起きているかについて (回答は3つまで)
- ①結婚問題での周囲からの反対があること 31.8%
- ②いわゆる同和地区への居住の敬遠があること 25.6%
- ③差別的な言動があること 18.2%
- ④身元調査を実施すること 15.1%
- ⑤部落差別解消推進法の内容や目的が十分理解されていないこと 14.0%
- ⑥インターネットを悪用した差別的な情報の掲載があること 12.3%
- ⑦特に起きているとは思わない 11.4%
- ⑧就職・職場での差別・不利な扱いがあること 10.5%
- ⑨地域の活動やつき合いでの差別・不利な扱いがあること 9.0%
- ⑩差別的な落書きがあること 3.3%
- ⑪部落差別などの同和問題を知らない 1.9%
- 2. 部落差別などの同和問題が生じる原因や背景として、一番思い当たることについて(回答は1つ)
- ①家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)、親戚から教えられる偏見・差別意識 21.4%
- ②社会全体に残る差別意識 20.8%
- ③地域の人から伝えられる偏見・差別意識 13.6%
- ④個人の理解不足 8.1%
- ⑤行政の人権問題の啓発の不充分さ 2.0%
- ⑥学校での人権教育の不十分さ 1.9%
- ⑦職場などで伝えられる偏見・差別意識 0.8%
- 3. あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合の行動について(回答は1つ)
- ①家族や親戚の反対があっても説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する。33.3%
- ②家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する 19.2%
- ③家族や親戚の反対があれば、結婚しない 8.7%
- ④絶対に結婚しない 5.2%
- ⑤わからない 29.2%
- 4. 子どもの結婚相手がいわゆる同和地区の人であるとわかった場合の行動について(回答は1つ)
- ①子どもの意志を尊重する 48.6%
- ②わからない 21.9%
- ③親として反対するが、子どもの意志が強ければしかたない 17.7%
- ④ためらったら勇気づける 2.3%
- ⑤家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない 1.6%

## 国・県の主な動向

- ①国 部落差別解消推進法の施行(H28.12月)
- ②県 兵庫県インターネットモニタリング事業の実施(H30年度~)
- ③国 道徳の教科化(小学校 H30 年度~ 中学校 H31 年度~)

### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオによる啓発
- ③部落差別の解消の推進に関する法律のチラシの配布(住民人権学習推進員研修会、丹の里人権のつどい)
- ④人権歴史講座(年3回)、じんけんセミナー(年4回)の開催
- ⑤隣保館における総合生活相談の実施(常設及び出張相談月3回)
- ⑥隣保館における交流事業の実施(年5回 剪定教室、そば・うどん打ち教室の開催など)
- ⑦子どもの居場所づくり事業の実施(月2回程度、年26回)
- ⑧インターネットモニタリングの実施(毎月2回 第1・3月曜日)
- ⑨学校における人権資料の整理・活用
- ⑩若手教職員対象の同和問題に関する研修会の実施
- ⑪庁内各課における同和問題に関する学習会の実施

### 丹波市の主な数値等

①隣保館事業 (R1 年度)

セミナー等参加者 452 人 常設・出張への相談件数 19 件 施設利用者 延べ7,075 人 子どもの居場所づくり事業参加者(学習・生活支援、相談支援) 延べ223 人

- ②本人通知制度登録率 (R2.10月) 697人 登録率 1.02%
- ③インターネットモニタリング事業 削除要請件数 0件

- ①部落差別の解消に向けた取組と同和地区に対する差別意識・忌避意識を解消する必要がある。
- ⇒ 部落差別の解消に向けた教育・啓発の充実
- ②部落差別に関する人権侵害事案が発生した場合に迅速な対応が必要である。
- → 人権侵害事案に対する対応
- ③隣保館における相談体制の充実や地域交流事業を充実させる必要がある。
- ⇒ 隣保館事業の充実
- ④部落差別解消推進法に基づく取組を推進する必要がある。
- ⇒ 部落差別解消推進法の周知と教育、啓発の推進、相談体制の充実
- ⑤インターネット上での差別的書き込みや差別を助長する書き込みの発見と削除をするとともに、県内 市町と連携した取組を進める必要がある。
- ⇒ インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進、インターネットモニタリング 事業の実施、県内市町との連携
- ⑥学校や地域における教育を充実させる必要がある。
- ⇒ 学校における指導内容の充実、指導方法の工夫・改善、学習資料の充実
- ⑦身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得の防止を図る必要がある。
  - ⇒ 本人通知制度の周知及び登録の推進

## 2. 女性の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. **女性の人権問題について関心がある人の割合** 84.7% (80.9%) (17 項目中、5番目の高さ)
- 2. 過去5年間に人権侵害をされたと回答した割合 女性 19.5% (28.7%) 男性 14.6% (20.9%)
- 3. 女性の人権についての考え

設 問	賛成	反対
①「女のくせに」などというのは、言葉の暴力だと思う	<u>79.3% ( — )</u>	15.1% ( — )
②性的な冗談も、時には職場の潤滑油になる	19.3% (22.5%)	73.3% (69.6%)
③男は仕事を持ち、女はやはり家庭を中心に家事・育児	24. 2% (31. 1%)	70 19/ (60 59/)
をしたほうがよい	24. 2 /0 (31. 1 /0)	70.1/6 (00.5/6)
④昇給・昇進など、職場における男女の待遇の違いはやむ	25. 9% (33. 5%)	66.8% (59.2%)
をえない	20.9/0 (33.970)	00.676 (39.276)

- ・網掛けのほうが、女性の人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・積極的回答の割合にはそれほど大きな差はありませんが、②の言葉によるハラスメントに対する ほうが、③「性別役割分担」や④の「職場の待遇差」より積極的回答がやや多くなっています。 性別では、女性に積極的回答が多く、年齢別では、70歳以上の積極的回答の割合が他の年代層よ り低くなっています。

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 女性に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて(回答は3つまで)
- ①女性の活躍に影響を及ぼす古い考え方や社会通念、慣習・しきたりが残っていること 35.6%
- ②男女の性別による固定的な意識(「男は仕事、女は家庭」など) 34.8%
- ③昇給・昇進の格差など、職場での男女の待遇の違い 30.6%
- ④女性の社会進出のための支援制度の不備 25.2%
- ⑤痴漢やわいせつ行為などの性犯罪 20.1%
- ⑥ドメスティック・バイオレンス (DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など) 14.9%
- ⑦セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ) 14.4%
- ⑧女性が政策や方針などの決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ないなど) 14.0%
- ⑨マタニティ・ハラスメント(職場での妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いなど) 12.7%
- ⑩ストーカー行為 11.7%
- ⑪売春・買春、援助交際 6.8%
- ⑩アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化など 6.4%

#### 国・県の主な動向

- ①国 第5次男女共同参画基本計画の策定 (R3年度から R7年度まで)
- ②県 第4次兵庫県男女共同参画計画の策定(R3年度から R7年度まで)[策定中]
- ③国 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行(H27.9月)
- ④国 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行(H30.5月)
- ⑤国 改正 働き方改革関連法の施行(H31.4月)
- ⑥国 改正 女性活躍・パワハラ規正法(関連五法)の施行(R2.4月)

#### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③第3次丹波市男女共同計画の策定(H30.3月)
- ④丹波市男女共同参画推進条例の施行(H31.4月)
- ⑤男女共同参画センターの開設(R1.10月)
- ⑥男女共同参画講演会の開催(6月)
- ⑦女性のためのチャレンジ相談の開催(R2年度 3回 再就職、起業、地域活動などの相談)
- ⑧女性のための悩み相談の実施(月2回)
- ⑨第2次丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画の策定(H30.3月)
- ⑩配偶者暴力相談支援センターの開設(R2.4月)
- ⑪女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)に関する啓発や講座の実施
- ⑩DV被害者の安全確保・自立支援へ取組

### 丹波市の主な数値等

- ①固定的性別役割分担に「反対」と考える人の割合(R2調査) 71.4%
- ②男女の地位の平等感 (R1 年度) 男性の方が優遇されている 69.2% 平等になっている 8.0%
- ③丹波市の女性登用率(R2 年度) 審議会委員 29.1% 女性管理職 13.2%
- ④女性のための悩み相談への相談件数 (R1.11月~R2.3月) 19件
- ⑤D V 相談件数 (R1 年度) 24 人

- ①女性の人権を尊重する意識を高める必要がある。
  - ⇒ 女性の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を解消する必要がある。
- ⇒ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた教育・啓発の推進
- ③地域や職場などへの女性の参画を進める必要がある。
- ⇒ あらゆる分野への女性の参画に向けた教育・啓発の推進
- ④DV、性犯罪・性暴力等、女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者の支援をする必要がある。
- ⇒ DV等の根絶に向けた教育・啓発の推進、若者を対象とする予防教育・啓発、配偶者暴力相談支援センターを拠点とした相談支援体制の充実
- ⑤職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止する必要がある。
- ⇒ 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進
- ⑥女性が働きながら安心して子育てできる環境整備や子育て支援をする必要がある。
- ⇒ 男女がともに能力を発揮できる就労環境づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑦女性が抱える悩みや問題の解決に向けた支援が必要である。
- ⇒ 女性に対する相談・支援体制の充実
- ⑧生涯を通じた女性の健康支援が必要である。
- ⇒ 生涯にわたる健康の包括的な支援
- ⑨様々な困難や課題を抱える女性への支援が必要である。
- ⇒ 就労や社会的自立に繋がる支援

3. 子ども・若者の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. 子どもの人権問題について関心がある人の割合 87.3% (83.8%) (17 項目中、2番目の高さ)
- 2. 子どもの人権についての考え

設 問	賛成	反対
①子どもは、大人になるまで家庭や学校の決まりごとに口	10.3% ( — )	97.09/ ()
を出すべきではない	10.5% ( — )	87.070 ( — )
②競争の激しい社会だから遊びの時間を削ってでも子供を	18.7% ( — )	70 19/ ( )
塾や習い事に行かせるのはやむをえない	16.7% ( — )	19.170 ( — )
③いじめは、いじめられる側にもそれなりに問題がある	38.9% ( — )	<u>58.6% ( — )</u>
④子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えるこ	40.0% (45.8%)	56. 9% (51. 4%)
とはやむをえない	40.070 (45.870)	50.970 (51.470)

- ・網掛けのほうが、子どもの人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・①の「子どもの意見表明権」、②の「休息・余暇・レクリエーション・遊びへの権利」については、子どもの人権を守ろうとする回答が8割前後となりましたが、③の「いじめ」と④の「体罰」の質問では、5割台後半と低くなっており、「いじめを受ける側にも問題がある」、「しつけのための体罰を容認する」と考えている方も多くおられます。

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 子どもに関することで、人権上、特に問題があると思われることについて(回答は3つまで)
- ①子どもに心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄したりすること 50.2%
- ②子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをしたりすること 39.7%
- ③インターネットを使ったいじめが起きていること 35.1%
- ④貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりすること 31.4%
- ⑤保護者がいうことを聞かない子どもにしつけのつもりで体罰を加えること 27.5%
- ⑥いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること 25.7%
- ⑦親の事情などによって、子どもが無国籍や無戸籍になること 14.1%
- ⑧ビデオ、インターネットなどでの子どもを取り巻く性情報のはんらん 10.8%
- ⑨児童買春や子どものヌード写真・映像を商品化すること 8.9%
- ⑩教師が体罰を加えること 7.6%
- ⑪学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視すること 4.8%

#### 国・県の主な動向

- ①国 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行(H26.1月)
- ②県 兵庫県いじめ防止基本方針の改定(H29.3月)
- ③国 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行(R2.4月)

### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進(R1年度学習テーマ 子ども・若者の人権)
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③児童虐待の未然防止や早期発見への取組
- ④児童虐待防止に向けた啓発活動(11月オレンジリボン運動、講演会の実施など)
- ⑤要保護児童対策地域協議会における情報共有と関係機関との連携
- ⑥いじめ暴力防止に向けた標語の募集(7~9月)
- ⑦いじめ報告・相談アプリ「STOP it」の導入(中学生対象)
- ⑧子育て世代包括支援センターにおける妊娠期から子育て期にわたる保護者支援
- ⑨子育て学習センターや PTCA 活動と連携した家庭教育の学習機会と情報の提供
- ⑩子ども・若者サポートセンターにおける子ども若者の社会復帰のための相談及び支援
- ⑪丹波市教育支援センター (レインボー教室、学校いじめゼロ支援チーム、教育相談室) における不登 校やいじめなどへの支援

### 丹波市の主な数値等

- ①児童虐待に関する相談件数(R1年度) 延べ25件
- ②中学校における不登校生徒の出現率 (R1 年度) 3.2%
- ③引きこもりに関する相談件数 (R1 年度) 927 件
- ④居場所活用件数 (R1 年度) 延べ 491 件
- ⑤就学援助費給付児童・生徒数 (R1 年度) 要保護 2 人、準要保護 567 人
- ⑥「丹波市いじめ・暴力ゼロ市民運動」標語 (R2 年度) 応募 1,492 件 (一般 25 件、小中学生 1,467 件)
- ⑦いじめ報告・相談アプリ「STOP it」相談件数 (R1年度) 26件

- ①子ども・若者の人権を尊重する意識を高める必要がある。
  - ⇒ 子ども・若者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②子どもへの虐待の防止と虐待を受けた子どもへの支援が必要である。
- ⇒ 虐待の早期発見と早期対応、組織の連携強化、解決に向けた取組、保護者への支援
- ③いじめ・暴力の防止と不登校への支援をする必要がある。
- ⇒ いじめの早期発見と早期対応、いじめ・暴力の防止に向けた教育・啓発の推進、不登校への支援体制の整備、組織の連携強化、解決に向けた取組、保護者への支援
- ④引きこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちな子どもや若者を支援する必要がある。
- ⇒ 子どもや若者と社会をつなぐ支援や居場所作りの充実
- ⑤子どもの貧困の解決にむけた取組が必要である。
  - ⇒ 庁内の連携体制の強化、子どもの貧困対策の推進
- ⑥子どもが健やかに成長していくための支援や環境作りが必要である。
- ⇒ 家庭・学校・地域・行政による連携した青少年健全育成の推進
- (7)子どもや親が抱える悩みや問題の解決に向けた支援が必要である。
- ⇒ 子どもや親に対する相談・支援体制の充実
- ⑧教職員や保育教諭などが子どもに関わる問題の解決に向けた取組が必要である。
- ⇒ 教職員、保育教諭の資質・向上を図る研修の推進

## 4. 高齢者の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () ) 内の数値は平成24年度の数値

- 1. **高齢者の人権問題について関心がある人の割合** 86.6% (84.7%) (17 項目中、3番目の高さ)
- 2. 高齢者の人権についての考え

設問	賛成	反対
①高齢者が一人暮しを理由に、アパートやマンションの入	37.0% ( — )	61 19/ ()
居が断られるのは仕方がない	31.0% ( — )	01.170 ( — )
②判断能力が下がっている高齢者の行動を、家族が制限し	78.6% ( — )	10 29/ ( )
ても仕方がない	78.0% ( — )	19. 2 70 ( — )
③住み慣れた家に暮らし続けたいという高齢者の意志は、	50.5% (58.4%)	47 59/ (20 49/)
家族の都合より優先されるべきだ	50.5% (56.4%)	47.570 (39.470)
④老親の介護のために、転職・離職することになるのはやむ	44.0% ( — )	54 99/ ()
をえない	44.0% ( — )	04. 470 ( — )

- ・網掛けのほうが、高齢者の人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・年齢別では、「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどの入居が断られるのは 仕方がない」では60歳代の積極的回答が7割を超えてやや多く、「判断能力が下がっている高齢 者の行動を、家族が制限しても仕方がない」では、70歳以上の消極的回答(賛成)の割合が7割 台(他の年代は8割台)で他の年代と比べやや低くなっています。
- ③④の「ケアを必要とする高齢者」と「ケアを提供する家族」との人権の衝突の問題については、いずれも賛否が二分されました。

### 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 高齢者に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて(回答は3つまで)
- ①家庭や施設での介護を支援する制度が十分でないこと 38.9%
- ②悪徳商法や詐欺などによる被害が多いこと 38.0%
- ③働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていないこと 33.6%
- ④病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けること 30.1%
- ⑤情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと 27.5%
- ⑥道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りない こと 24.6%
- ⑦家族が世話することを避けたり、家族から虐待を受けたりすること 16.4%
- ⑧高齢者だけでは賃貸住宅などへの入居が難しいこと 15.2%
- ⑨高齢者が邪魔者扱いされ、意見や行動が尊重されないこと 10.5%

## 国・県の主な動向

- ①国 介護保険制度に介護予防・日常生活支援総合事業が創設 介護保険法一部改正(H27.4月)
- ②国 認知症施策推進大綱の策定(R1.6月)
- ③国 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(R3.4月)

### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③地域包括支援センター事業の推進 【3圏域+基幹型地域包括支援センター体制】
- ④認知症防止に向けた施策の推進(認知症介護者のつどい「ほっと」の月1回開催など)
- ⑤各地域包括支援センターに1名ずつ認知症地域支援推進員を配置
- ⑥高齢者早期発見 SOS システム (事前登録。徘徊発生時など市、警察、郵便局等で情報共有)
- (7) 高齢者の権利擁護研修会・権利擁護相談(概ね月1回)の開催
- ⑧高齢者虐待対策地域連絡会における情報共有と関係機関との連携
- ⑨いきいき百歳体操の推進
- ⑩支えあい推進会議の設置(自治協議会単位で設置予定、現在設置数14)
- ①養護老人ホームへの入所措置
- ⑩デマンド予約型乗合タクシー・高齢者外出支援事業・福祉送迎サービス(おでかけサポート)事業
- (3) 丹波市高年齢者就業機会確保事業への補助

## 丹波市の主な数値等

- ①高齢者人口(65歳以上)21,711人、後期高齢者人口(75歳以上)11,687人 高齢化率(65歳以上比率)34.3%(R2.9月末)、高齢独居世帯数2,381世帯(H30高齢者実態把握調査)
- ②高齢者の権利擁護の相談件数(R1年度) 17件
- ③高齢者虐待に関する相談・通報件数 (R1 年度) 44 件 虐待判断件数 10 件
- ④いきいき 100 才体操参加団体数 (R1 年度) 152 団体 参加人数 2,028 人 65 歳以上参加率 9.4%
- ⑤デマンド(予約)型乗合タクシー運行状況(H30年度)利用者延べ29,606人 1日平均155人
- ⑥丹波市シルバー人材センター会員数 男性 510 人 女性 220 人 (R3.1月 HP 情報)
- ⑦単位老人クラブ数 58 クラブ

- ①高齢者の人権を尊重する意識を高める必要がある。
- ⇒ 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②高齢者が拘える悩みや問題、複合的な課題の解決に向けた支援が必要である。
- ⇒ 高齢者に対する相談・関係部署や地域・関係機関などのつながりによる支援体制の充実
- ③高齢者(認知症)の権利を擁護する必要がある。
- ⇒ 認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域づくりと支援
- ⇒ 高齢者の人権擁護、権利擁護の推進 権利擁護支援センターの設置に向けた協議
- ④高齢者への虐待を防止する必要がある。
- ⇒ 虐待の早期発見と早期対応、虐待の防止に向けた教育・啓発の推進、組織の連携強化、解決に向けた取組の推進
- ⑤高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることが必要である。
- ⇒ 高齢者の生活を支援するために、地域一体となった体制づくりの推進
- ⑥高齢者が暮らしやすいまちづくりを進める必要がある。
- ⇒ 公共施設などの安全対策・バリアフリー化の推進
- ⑦高齢者の社会参加や生きがいづくり、世代間の交流を推進させる必要がある。
- ⇒ 高齢者の社会参加や生きがいづくり、就労の支援

5. 障がいのある人の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. **障がいのある人の人権問題について関心がある人の割合** 88.9% (87.8%) (17 項目中、1番目の高さ)
- **2. 障害者差別解消法の認知度** 42.7% (H24 設問なし)
- 3. 障がいのある人の人権についての考え

設 問	賛成	反対
①障がいがあることを理由に、乗り物への乗車や入店を断	85.3% ( — )	19 99/ ( )
れるのは問題だ	03.3% ( — )	12. 2 70 ( — )
②企業には障がい者の法定雇用率が定められているが、利	22. 2% (25. 9%)	74 49/ (71 09/)
益が第一なのだから、雇用が進まなくても仕方がない	22. 2% (25. 9%)	74.4% (71.0%)
③多動の子どもが、じっとすることができないことを「親	73.6% ( — )	24 19/ ( )
のしつけが悪い」というのは間違っている	73.6% ( — )	24.1% ( — )
<ul><li>④精神に障がいのある人に対しては、なんとなく不安を感</li></ul>	69.4% (54.6%)	99 10/ (49 00/)
じる	09.4% (54.6%)	28.1% (42.9%)

- ・網掛けのほうが、障がいのある人の人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・①の「乗り物への乗車・入店拒否は問題である」ことについて賛成する回答が8割台半ばとなり、 ②の「障がい者の雇用」、③の「多動の子どもに対するしつけ」についても、障がいのある人の 人権を守ろうとする立場の回答は、7割を超えました。しかし、④の「精神に障がいがある人に 不安を感じる」ことに同調する回答が約7割となっています。

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 障がいのある人に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて (回答は3つまで)
- ①働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でないこと 46.9%
- ②道路の段差解消、エレベーターの設置など、障害のある人が暮らしやすいまちづくりへの配慮が足りないこと 33.6%
- ③社会復帰や社会参加のための受入態勢が十分でないこと 26.3%
- ④学校や職場で不利な扱いを受けたり虐待を受けたりすること 19.2%
- ⑤病院や福祉施設において劣悪な処遇や虐待を受けたりすること 15.4%
- ⑥障がいのある人の生きる権利を認めようとしないといった優生思想のような考え方が残っていること 15.0%
- ⑦障害者差別解消法の内容や目的が十分理解されていないこと 12.3%
- ⑧障がいのある人の意見や行動が尊重されないこと 11.2%
- ⑨家族が世話することを避けたり、家族から虐待を受けたりすること 10.5%
- ⑩情報をわかりやすい形にして伝える配慮が足りないこと <u>10.4%</u>
- ⑪障がいのある人の賃貸住宅などへの入居が難しいこと 6.5%
- ⑫スポーツ活動や文化活動などへ気楽に参加できないこと 5.2%

### 国・県の主な動向

- ①国 障害者差別解消法の施行(一部除き、H28.4月)
- ②県 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定(H30.4月)
- ③県 ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(H30.4月)
- ④県 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例の施行 (H30.4月)(愛称:ひょうご・スマイル条例)

## 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③ホームヘルプ、機能訓練などの障害福祉サービスや手話通訳者派遣などの地域生活支援事業の実施
- ④障がい児の放課後等デイサービスなど障害者通所支援事業の実施 (ミルネ内)
- ⑤在宅の障がい者やその家族の生活支援相談の実施(基幹相談支援センターの設置や相談事業所の委託)
- ⑥虐待を受けた人への対応と支援
- ⑦障害者差別解消法の周知や障害者週間(12/3~12/9)における啓発活動の実施
- ⑧障害者就労支援「ちゃれんじスペース」(春日庁舎内喫茶スペース)の運営
- ⑨障がいについての理解促進に向けた出前講座の実施(R2年度 4件)
- ⑩丹波市障がい者雇用優良事業所への感謝状の贈呈(1社)

## 丹波市の主な数値等

- ①障害者手帳所持者の割合(R1年度) 7.27%
- 身体障害者手帳所持者数 3,254 人 療育手帳所持者数 787 人 精神障害者保健福祉手帳所持者数 589 人
- ②特別支援学級在籍児童·生徒数 (R1 年度) 小学校 157 人 中学校 62 人
- ③福祉施設から一般就労への移行者数(R1年度) 10人
- ④手話通訳者·要約筆記者派遣事業利用件数(R1 年度) 130 件
- ⑤手話奉仕員養成研修受講者(R1 年度) 32 人
- ⑥成年後見人制度利用者数 (R1 年度) 5人
- ⑦相談支援事業所まごころ (こども発達支援センター内) の利用人数 (R1 年度) 130 人

- ①障がいのある人の人権を尊重する意識を高める必要がある。
  - ⇒ 障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②障がいについて理解を深める必要がある。
- ⇒ 障がいについての理解の促進に向けた啓発の推進
- ③障がい者への虐待の防止と被害者の支援をする必要がある。
- ⇒ 虐待の早期発見と早期対応、虐待の防止に向けた教育・啓発の推進、組織の連携強化、解決に向けた取組の推進
- ④障がいのある人の権利を擁護する必要がある。
- ⇒ 成年後見人制度の周知と支援の推進
- ⑤障がい者への差別を解消と合理的配慮の提供を進める必要がある。
  - ⇒ 障害者差別解消法の周知と啓発の推進
- ⑥障がい者の社会活動への参画を促進させる必要がある。
- ⇒ 移動しやすい環境の整備やスポーツ、芸術文化を含めた社会活動参画への支援の推進
- (7)暮らしやすい環境を整備する必要がある。
- ⇒ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- ⑧障がい児の療育を充実させる必要がある。
  - ⇒ 特別支援教育、療育支援の充実

6. 外国人の人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. **外国人の人権問題について関心がある人の割合** 62.3% (57.7%) (17 項目中、12 番目の高さ)
- 2. ヘイトスピーチ解消法の認知度 41.3% (H24 設問なし)
- 3. 外国人の人権についての考え

設問	賛成	反対
①働いている外国人に、雇用者が、職場で通称名(日本名)	24.6% (17.9%)	71 79/ (70 19/)
の使用を求めるのも仕方がない	24.0/0 (17.9/0)	11.7/0 (19.1/0)
②国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返	65 00/ ( )	26.3% ( — )
す団体に、毅然とした態度をとるべきだ	65.9% ( — )	20.3% ( — )
③外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居が断られ	33.4% (23.5%)	62 69/ (74 09/)
る不動産業者がいても仕方がない	33.470 (23.570)	03.070 (74.070)
④日本の学校に通う外国人の子どもたちが、自分の国や民	61 60/ (52 50/)	24 10/ (42 20/)
族の言葉を学習する機会を保障すべきだ	61.6% (53.5%)	34.170 (43.270)

- ・網掛けのほうが、外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答
- ・4項目とも積極的回答が6~7割となりました。性別では②の「国や自治体は、外国人に対する ヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的 回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。

年齢別では、①の「働いている外国人に、雇用者が職場で通称名(日本名)の使用を求めるのも仕方がない」と②の「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で18~29歳代の若い年代層と70歳以上の高い年代層で積極的回答の割合が低くなっています。

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 日本に居住している外国人に関することで、人権上、特に問題があると思われることについて (回答は3つまで)
- ①就職・職場で不利な扱いを受けること <u>26.9%</u>
- ②文化や生活習慣の違いが受け入れられなかったり、その違いからいやがらせを受けること 25.6%
- ③病院や施設などで、外国語の表記などの対応が不十分であること 22.9%
- ④ヘイトスピーチによるいやがらせなどがあること 17.6%
- ⑤住宅の申込や入居で不利な扱いを受けること 12.9%
- ⑥入学・学校で不利な扱いを受けること 12.3%
- ⑦年金など社会保障制度で不利な扱いを受けること 12.3%
- ⑧結婚問題で周囲から反対されること 10.5%
- ⑨政治に意見が十分反映されないこと 8.8%

#### 国・県の主な動向

- ①国 ヘイトスピーチ解消法の施行 (H28.6月)
- ②国 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行(H31.4月)
- ③国 日本語教育の推進に関する法律の施行(R1.6月)
- ④県 ひょうご多文化共生社会推進指針の改定(R3.3月予定)[策定中]

### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進(R2年度学習テーマ SNS 時代における外国人の人権)
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③生活支援相談等通訳者派遣及び翻訳業務の実施(市内在住外国人を対象に通年)
- ④外国人のための悩み相談会の開催
- ⑤丹波市国際交流協会との連携及び活動支援
- ⑥外国人の児童・生徒の学習支援
- ⑦外国語母子健康手帳の交付
- ⑧外国語説明チラシの配布 (健康事業)
- ⑨市ホームページの多言語対応(3言語)
- ⑩ごみカレンダーの多言語版の作成(4言語)「作成中」
- ⑪外国人による119番通報の多言語電話通訳サービスによる対応(19言語)

### 丹波市の主な数値等

- ①外国人数 (R3.1月) 28 か国 980人
- ②外国人の児童・生徒数 (R3.1月) 小学生 14人 (9校) 中学生 6人 (3校)
- ③生活支援相談等通訳者派遣及び翻訳業務の利用件数(R1年度)通訳 10件
- ④外国人のための悩み相談会参加者数(R2年度) 2人
- ⑤外国人の児童・生徒を支援する県の多文化共生サポーターの利用人数(R2年度) 1人
- ⑥外国人・二重国籍の児童・生徒を支援する市のサポーターの利用人数(R2 年度) 10 人 [小学校 5 校中学校 2 校]
- ⑦日本語教室数及び開催回数(R1年度)3 教室333回

- ①外国人の人権を尊重する意識を高める必要がある。
- ⇒ 外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②外国人に対して生活・行政情報を届ける必要がある。
- ⇒ 多言語や「やさしい日本語」での広報及び情報提供
- ③外国人が日本語を習得するための支援が必要である。
- ⇒ 日本語教室の充実に向けた支援
- ④外国人児童・生徒への生活適応と学習支援等が必要である。
- ⇒ 外国人児童・生徒への教育等支援の充実
- ⑤文化や生活習慣等について相互理解を深める必要がある。
- ⇒ 相互理解を深めるための機会の充実
- ⑥外国人の社会参画・交流を進める必要がある。
  - ⇒ 外国人の社会参画・交流の推進
- ⑦全国的には特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが街頭やインターネット上で行われている。
- ⇒ インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進、インターネットモニタリング 事業の実施、県内市町との連携
- ⑧外国人が抱える悩みや問題の解決に向けた支援が必要である。
- ⇒ 外国人に対する相談・支援体制の充実

7. インターネットによる人権侵害

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. インターネットを悪用した人権侵害の問題について関心がある人の割合 <u>73.0% (69.3%)</u> (17 項目中、8番目の高さ)
- 2. インターネットによる人権侵害についての考え

設 問	賛成	反対
①差別を扇動するような書き込みを行った者に対しては、	77.8% ( — )	16 6% ( — )
処罰をする法整備が必要だ	11.070 ( )	10.070 ( )
②ネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダ	75. 2% ( — )	10 19/ ()
一への情報停止・削除を求めるべきだ	15. 2% ( — )	19.170 ( — )
③表現の自由に関わる問題なので、安易に情報の規制は行	41.9% ( — )	F2 00/ ( )
うべきではない	41.9% ( — )	<u>52.9% ( — )</u>
④ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部	01 00/ (	12.00/ (
落差別を助長する深刻な問題行為だ	81.0% ( — )	13.9% ( — )

- ・網掛けのほうが、規制等を支持する意見
- ・④の「ネット上に同和地区の所在地リストを載せることは、部落差別を助長する深刻な問題行為 だ」には8割以上が賛成しています。

差別や差別を扇動する書き込みへの規制や削除要請にも賛成が7割台半ばを超えていますが、「表現の自由」という言葉を出すと「情報の規制」に対する回答は、賛否が二分されました。 性別では、上記①②において、男性の方が女性より規制等支持の割合がやや多くなっています。 年齢別では、若い年代層において規制等に反対する傾向が強くなっています。

### 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. インターネットを悪用した人権侵害について、人権上、特に問題があると思われることについて (回答は3つまで)
- ①他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載すること 63.0%
- ②いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと 44.5%
- ③犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなどがあること <u>24.4%</u>
- ④他人のプライバシーに関する情報を掲載すること 23.8%
- ⑤悪徳商法によるインターネット取引での被害があること 21.2%
- ⑥第三者が無断で他人の電子メールを閲覧すること 16.5%
- ⑦リベンジポルノ(元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためにインターネットの掲示板などに公表する行為)が行われていること 12.5%
- ⑧差別を助長するような情報を掲載すること 10.8%
- のポルノ画像など有宝なホームページがあること 8 1%

#### 国・県の主な動向

- ①国 改正青少年インターネット環境整備法の施行(H30.2月)
- ②県 兵庫県インターネットモニタリング事業の開始(H30年度~)

### 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③インターネットモニタリング事業の実施(H31.1月~)
- ④親子で学ぶ情報モラル講座の実施
- ⑤子どものネット利用に関する家庭ルールブックの配布(小学5年対象)

## 丹波市の主な数値等

- ①インターネットモニタリング事業における削除依頼件数 0件
- ②携帯電話・スマートフォンの所持率 (R1 年度) 小学校 6 年生 36.7% 中学 3 年生 64.1%

- ①インターネット上での差別的書き込みや差別を助長する書き込みの発見と削除をするとともに、県内 市町と連携した取組を進める必要がある。
  - ⇒ インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発、インターネットモニタリング事業の 実施、県内市町との連携
- ②インターネットに書き込まれた人権侵害への対応が必要となっている。
  - ⇒ 相談支援体制の整備、関係機関との連携による対応
- ③児童・生徒が加害者や被害者にならないようにするとともに、犯罪や事件に書き込まれないようにする必要がある。
  - ⇒ インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発の推進、安全・安心なインターネット 利用の推進

8. 性的マイノリティの人権

平成30年度人権に関する市民意識調査結果 () 内の数値は平成24年度の数値

- 1. **性的少数者に関わる人権問題について関心がある人の割合** <u>58.5%(48.2%)</u> (17 項目中、14 番目の高さ)
- 2. 性的少数者の人権についての考え

設 問	賛成	反対
①同性愛者や性同一性障がいのある人がいる職場では働き	12.8% ( — )	99 79/ ( )
たくない	12.6% ( — )	82.770 ( — )
②もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子	70.8% ( — )	24 80/. ( )
どもの側に立ち、力になる	10.878 ( — )	24.070 ( — )
③企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者と	64. 1% ( — )	20 59/ ()
して処遇すべきだ	04.1/0 ( — )	30. 5 /6 ( — )
④同性同士の結婚も認められるべきだ	<u>55.0% ( — )</u>	41.2% ( — )

- ・網掛けのほうが、性的少数者の人権を守ろうとする意見
- ・③の「同性パートナーを配偶者として処遇すること」や、④の「同性同士の結婚」は、他の設問より低く、権利を制度化することには消極的であることが見受けられます。

年齢別では若い年齢層に、性別では男性より女性のほうに、性的少数者の人権を守ろうとする回

## 平成30年度人権に関する兵庫県民意識調査結果(抜粋)

- 1. 異性愛、同性愛などといった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きているかについて (回答は3つまで)
- ①差別的な言動をされること 40.9%
- ②職場、学校などでいやがらせやいじめを受けること 26.2%
- ③じろじろ見られたり、避けられたりすること 25.8%
- ④就職・職場で不利な扱いを受けること <u>23.8%</u>
- ⑤賃貸住宅などへの入居を拒否されること 7.0%
- ⑥宿泊施設、店舗などへの入店や施設利用を拒否されること 5.7%

### 国・県の主な動向

- ①国 改正 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行(H20.12月)
- ②国 いじめ防止対策推進法に基づく、「いじめ防止等の基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自 認に係る児童・生徒に対するいじめ防止への対応が明示(H29.4月)
- ③国 男女雇用機会均等法に基づく「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用 上講ずべき措置についての指針」において性的指向又は性自認に関するセクシュアル・ハラス メントも対象となるよう明示(厚生労働省告示 H28.8月)
- ④県 性的マイノリティに関する校内研修資料の作成(兵庫県教育委員会 H28.3月)
- ⑤県 申請・交付書類等における性別欄の見直し基準の策定
- ⑥県 職員向けガイドライン及び県民・事業者向けパンフレットの作成[作成中]

## 丹波市の主な取組

- ①住民人権学習の推進
- ②FM ラジオ、広報紙による啓発
- ③性的マイノリティの人権をテーマとした講演会の開催(R1.8月)
- ④啓発ビデオ・図書の購入・貸出
- ⑤学校における性的マイノリティについての学習

### 丹波市の主な数値等

- ①性に関する相談件数 (R1 年度人権啓発センター) 0件
- ②性的マイノリティを教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間のいずれかに取り組んだ学校 小学校 63.6% (22 校中 14 校) 中学校 57.1% (7 校中 4 校)

参考(企業等におけるLGBTに関する調査)

調査機関	調査結果
日本労働組合総連合会 (H28.6)	LGBT等(性的マイノリティ)当事者は8%
電通ダイバーシテ・ラボ (H30.10)	LGBT 層に該当する人は 8.9%
株式会社LGBT総合研究所 (H31.4~R1.5)	LGBT・性的少数者に該当する人は約10.0%

- ①性的マイノリティの人権を尊重する意識を高める必要がある。
  - ⇒ 性的マイノリティの人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②性的指向や性自認に係る偏見や差別の解消に取り組む必要がある。
- ⇒ 偏見や差別の解消を目指した教育・啓発の推進
- ③多様な性についての理解を深める必要がある。
- ⇒ 性的指向及び性自認に関する学習機会の提供
- ④学校等における子どもへの支援が必要である。
  - ⇒ 教職員等への研修の実施、児童・生徒等への適切な配慮の実施
- ⑤誰もが働きやすい職場づくりや職場における困りごとへの対応、ハラスメントを防止する必要がある。
- ⇒ 事業所等に対する啓発の推進
- ⑥性的マイノリティが暮らしやすい社会を実現する必要がある。
- ⇒ 同性パートナーシップ宣誓制度の検討、公文書等における性別記載の見直し、市職員の理解推進 ⑦性的マイノリティが抱える悩みや問題の解決に向けた相談体制を整備する必要がある。
- ⇒ 性的マイノリティに対する相談・支援体制